

## 単価契約による物品の供給契約事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、別に定めのあるものを除くほか、継続的に物品の供給を受ける契約を締結する場合において、あらかじめ供給数量を定めることなく、将来の売買にかかわる基本的事項（単価、供給期間、納品場所、代金の支払方法等）を定める契約（以下「単価契約」という。）をするときの事務の処理に関し、留意すべき事項を示し当該事務の適正化を図るものとする。

### 第2 単価契約締結の事務

#### 1 契約の締結方法

契約の締結方法は、一般の契約の場合と同様である。なお、随意契約の可否を金額により判断する場合は、予定単価に予定数量を乗じて得た額によって判断すること。

#### 2 執行伺の作成

##### (1) 執行伺

単価契約に係る執行伺は、一般の起案用紙により行うものとする。

##### (2) 供給予定数量の明記

供給期間内における供給予定数量は、執行伺に明記し、その限度は将来配当又は令達を受ける見込みを考慮した予算の範囲内としなければならない。

##### (3) 予定価格

ア 単価契約に係る予定価格は、単価について定めるものである。

イ 予定価格を記載した書面（予定価格調書）の作成の可否を金額により判断する場合は、予定単価に予定数量を乗じて得た額により判断すること。

##### (4) 供給期間

単価契約に係る供給期間は、一の年度内を原則とする。

##### (5) 契約書案

ア 執行伺に添付する契約書案は、別記1に例示する物品供給契約書を参考として作成するものとする。また、当該単価契約の変更契約をする場合は、別記2に例示する物品供給契約書の一部変更契約書を参考として作成するものとする。

イ 請求金額の算出に当たっては、円未満の端数処理の方法について「品名ごと」、「給付の都度」又は「請求の都度」等いずれの態様により行うかを記載すること。

ウ 契約書の作成又は請書の徴取の省略の可否を金額により判断する場合は、予定単価に予定数量を乗じて得た額によって判断すること。

#### 3 入札執行等の留意点

##### (1) 供給予定数量の周知

供給期間における供給予定数量については、入札参加者の見積もりの参考とするため、入札参加者に対し、あらかじめ周知しなければならない。なお、随意契約の

方法による場合においても同様である。

## (2) 落札金額

落札金額を算出する際の端数処理については、当該取引の商慣習等を考慮して適正に行うこととし、その方法を入札の公告又は指名通知に明らかにするものとする。なお、一の契約において消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の軽減税率が適用されるものと適用されないものを対象とする等、その物品により異なる消費税等の税率が適用される契約については、当該物品により落札金額の算出に用いる割合（消費税等の税率に応じて定めるもの。）が異なることに留意すること。

## (3) 見積書記載金額

随意契約による場合は、原則として消費税等相当額を含んだ額で見積書を提出させるものとする。

## 4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、単価契約の性質からこれを徴収する必要はないものである。

## 5 契約金額

入札の場合における契約金額は、落札金額とすること。また、随意契約の場合は、見積書記載金額とすること。

## 第3 物品の供給に係る手続

- 1 単価契約は、契約締結時に債権債務は発生せず、物品の発注の都度売買に基づく債権債務が発生することから、当該物品の発注は、支出負担行為の権限を有する者が口頭により承認をするものとする。
- 2 物品の納入に当たり納入業者から交付された納品書は、請求に係る一定期間分ごとに整理、保管し、請求書の内訳の内容と突合するものとする。
- 3 単価契約により購入される物品のうち、当該契約の定めるところにより一定期間分の代金を一括して支払う物品の購入については、支出負担行為兼支出命令票により手続を行うものであり、当該支出負担行為兼支出命令票は物品購入調書とみなされるものである。
- 4 上記3により購入手続をした物品の出納通知及び出納執行は、当該支出負担行為兼支出命令票によりこれらがあったものとみなすことができるものである。
- 5 公用車用燃料等の供給に係る手続は、この要領に定めるもののほか、別に定める公用車給油カード取扱要領によるものとする。

## 第4 その他

単価契約による場合は、契約保証金を徴収する必要がないことから、契約の相手方の責めに帰する理由により単価契約を解除した場合の違約金（契約解除の時点における受注者の不履行分の代金を算定根拠とする。）及び損害賠償について、特に留意するものとする。

附 則

この要領は、通知の日から施行する。ただし、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。（通知の日＝平成15年3月17日）

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月10日から施行し、平成26年4月1日以後に締結する契約に適用する。ただし、施行日前に執行伺の決裁を終えたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記1

(その1) 一般用

物品供給契約書

住 所

受注者 ○ ○ ○ ○

住 所

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

品 名	規 格	単 位	単 価	摘 要
				消費税及び地方消費税〇〇円を含む

(供給期間)

第2条 供給期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(供給物品の納入)

第3条 受注者は、発注者の指示する納入数量、納入期限、納入場所及び納入方法により供給物品を納入しなければならない。

2 受注者は、供給物品を納入しようとするときは、その日時を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第4条 発注者は、供給物品の納入の都度、その納入場所において、受注者の立会いの上、供給物品の検査を行うものとする。

2 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

3 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(所有権の移転時期)

第5条 供給物品の所有権は、前条の検査に合格した時、発注者に移転するものとする。

(代金の支払)

第6条 受注者は、毎月〇日までに、前月に納入した供給物品の代金を請求書により発注者に請求するものとする。この場合、請求額の計算において円未満の端数があるときは、〇〇ごとに（〇〇の都度）その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の請求書には、納入年月日、品名及び納入数量を記載し、又は納入年月日、品名及び納入数量を明らかにした内訳書を添付するものとする。

3 発注者は、第1項の請求書を受理した日から起算して30日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

(単価の変更)

第7条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者がこの契約の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があった場合における同法の破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があった場合における同法の管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があった場合における同法の再生債務者等

(違約金)

第9条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、契約解除の時点における受注者の不履行分の代金の100分の5に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の違約金を、未払いの代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に徴収する。

(損害賠償)

第10条 発注者は、第8条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、当該違約金のほか、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(協議事項)

第11条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

受注者



発注者 青森県知事（公所の長）



(その2) 公用車燃料等用

物品供給契約書

住 所

受注者 ○ ○ ○ ○

住 所

発注者 青 森 県

上記当事者間において、物品供給のため、次のとおり契約を締結した。

(供給物品及び単価)

第1条 受注者は、次表に掲げる物品（以下「供給物品」という。）をその品名に応じ同表単価欄に定める単価で発注者に供給し、発注者は、その供給を受けることを約した。

品 名	規 格	単 位	単 価	摘 要
				消費税及び地方消費税〇〇円を含む

(供給期間)

第2条 供給期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(供給物品の納入)

第3条 受注者は、発注者の青森県公用車給油カード（以下「給油カード」という。）の提示に応じて供給物品を納入しなければならない。

2 前項の供給物品の納入は、受注者が指定した店頭において行うものとする。

(検査)

第4条 発注者は、自動車用燃料について必要があるときは、オクタン価の分析試験（日本産業規格K2280号に定めるオクタン価及びセタン価試験方法のリサーチ法による分析試験）を行うものとする。この場合において、当該試験に要する経費は、受注者の負担とする。

2 前項の分析試験の結果、第1条の規格に満たないときは、受注者は、当該自動車用燃料について発注者が査定する額の減額に応ずるものとする。この場合の減額に及ぼす数量は、分析試験の実施を求められた日までの間に引渡しを了した総数量とする。

3 発注者は、供給物品の納入の都度、受注者の立会いの上、当該供給物品の検査を行うものとする。

4 前項の検査に合格しなかった場合は、受注者は、納入しようとした物品を引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

5 前2項の規定は、代品の納入について準用する。

(代金の支払)

第5条 受注者は、毎月〇日までに、前月に納入した供給物品の代金を請求書により発注者に請

求するものとする。この場合、請求額の計算において円未満の端数があるときは、〇〇ごとに（〇〇の都度）その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の請求書には、納入年月日、品名及び納入数量を記載し、又は納入年月日、品名及び納入数量を明らかにした内訳書を添付するものとする。

3 発注者は、第1項の請求書を受理した日から起算して30日以内に当該請求に係る代金を支払うものとする。

（単価の変更）

第6条 受注者又は発注者は、この契約締結後に予想することのできない経済情勢その他の情勢の変化又は物価水準の変動により単価が著しく不相当となったと認めるときは、相手方に対して単価の変更を請求することができる。

（契約の解除）

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 給油カードの提示を受け、当該給油カードに記載された車両番号以外の車両に供給物品を納入したとき。

(2) 供給物品以外の物品を納入し、その代金を供給物品の代金を含めて請求したとき。

(3) その責めに帰する理由により給油カードの提示に応じて供給物品を納入しなかったとき又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約の規定に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じても、発注者は、その損害を賠償する責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第8条 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合において損害が生じたときは、当該損害にかかわる金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第9条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

受注者

Ⓜ

発注者 青森県知事（公所の長）

Ⓜ

別記2

物品供給契約の一部変更契約書

住所

受注者 ○ ○ ○ ○

住所

発注者 青 森 県

上記当事者間において、 年 月 日締結した物品供給契約の一部を次のとおり変更する契約を締結した。

1 第○条中「 」を「 」に変更

2 第○条中「 」を「 」に変更

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し受注者及び発注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

受注者



発注者 青森県知事（公所の長）

